第 10 回 々と訪問販売の餌食に 夫に先立た れ たおばあ ちゃ ん の 心配

うです 勝猛一司法書士 勝司法書士法人 か探してみました。 私は、 たことがあります。 玄関に何か目印が無い

ました。

た。

甥の勧めで、夫の財産の相

遺産整理の手続きを受託しまし

続手続きが済んだら、

私どもと

任意後見の契約をすることにし

郵便受けや玄関ドアの周りにシ 心配になったそうです たことで、 す。そして今年、夫に先立たれ 年前に癌で亡くなったそうで もができないうちに離婚し、 がいました。その息子は、 に片付いていました。 たそうです。そのような場合は、 々と訪問販売が来るようになっ)業者が見ると「高齢者の一人 ルなどが貼ってあると私は聞 なってから2週間ほどで、 お話を聞いていると、 おばあちゃんには、 であることがわかるそ 今後の自分のことが 訪問販売 0 子ど

ましたが、

お部屋の中は、

でリスクの高い投資信託を購入

していました。

投資信託は、

購

ばあちゃんとその甥から相談が

解約し返金を求めました。

そのほかに、

証券会社の勧め

ぐに訪問販売の会社に電話して ていました。私は、その場です でに不要なものを何点か購入し

先 巨、

夫を亡くした85歳のお

活用の現場から

年後見制度

に物珍しいシー

ールなどは見当た

りませんでした。

とは言え、

す

ありました。ご自宅にお伺い

夫が亡 11 をしました。 ことだったので、 座の相続手続きになります。 籍が必要です。その上で銀行口 とのことで、私どもは、夫の の手続きです。子供がいな 次にすることは、 しかし、とてもできそうにな 夫の兄弟や甥姪までの戸 亡き夫の相

11

をしてでも売って欲しい」との

売却の手続き

いました。その投資信託も 入後10日ほどで15%も下落して

損

1999年司法書士登録。成年後見・ 相続などに関するセミナーを多数手 しかし、 がけるほか、テレビ出演や、 「相続請負人」の執筆などで、 の重要性を解りやす 事務所は東京・横浜・大阪の3拠点。 詳細はhttp://www.katsujudicialscribe.c om/まで。

勧め下さい。

を食い物にする輩からすると手

が出しにくくなります。

ている方が周りにいるとき 高齢になり今後のことを心配

早めに任意後見の契約をお

事は、ご本人にとって大きな安

法律家の後ろ盾が付くという

心感になります。また、高齢者